

福井県報

第 2020 号
平成 21 年
3 月 27 日(金)
火・金曜日 発行
1月1,750円郵送料共

目 次

(※は、県例規集登載事項)

規 則

※建築士法施行細則の一部を改正する規則(三・建築住宅課)……………一

告 示

○農全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を改正する告示(一五九・財務企画課)……………七

○土地改良区の定款変更の認可(福井漁業災害補償法第百八条第三項に規定する単位漁場区域の決定(一六〇・水産課)……………七

○土地改良事業の計画の変更および関係書類の縦覧(一六一～一六三・農村振興課)……………二二

○県営土地改良事業に係る換地計画の決定および関係書類の縦覧(一六四・福井農林総合事務所)……………二二

○道路の区域の変更(一六五～一六八・道路保全課)……………二六

○道路の供用の開始(一六九～一七四・同)……………二七

○福井県屋外広告物条例第二条に規定する地域および範囲(一七五・都市計画課)……………一九

訓 令

※福井県出納事務決裁規程の一部を改正する訓令(一・会計局)……………二二

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(情報政策課)……………二三

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請(男女参画・県民活動課)……………二三

○大規模小売店舗立地法の規定による意見(商業・サービス業振興課)……………二四

○開発行為に関する工事の完了(都市計画課)……………二四

選挙管理委員会告示

○政治団体の届出事項の異動に係る届出(一九)……………二四

○政治団体の解散の届出(二〇)……………二五

公安委員会規則

※福井県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(四・交通規制課)……………二七

正 誤

○平成二十年七月十八日福井県告示第四百六十四号(保安林の指定の予定)……………二八

○平成二十年七月二十五日福井県告示第四百七十号(保安林の指定の予定)……………二八

○平成二十一年三月十七日監査委員会告示第2号(監査の結果に関する報告の公表)……………二八

規 則

建築士法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十一年三月二十七日

福井県知事 西川 一誠

福井県規則第三号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

則

建築士法施行細則(昭和二十五年福井県規則第九十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「前項」を「第一項」に、「免許申請書」を「申請書」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の申請書には、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真でその裏面に氏名および撮影年月日を記入したもの(以下「免許証用写真」という。)をはり付けなければならぬ。

第四条第一項中「の免許申請書」を「の申請書」に、「免許申請書」を「当該申請書」に改め、同条第二項中「免許申請書」を「当該申請書」に改める。

第五条第二号中「本籍(日本の国籍を有しない者にあつては、その者の有する国籍名)」を削る。

第六条第一項中「免許証を添え」を「よりに」に改め、同条第二項中「前項の」を「第一項の規定による」に、「かつ」を「前項の規定による申請があつたときは」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 二級建築士または木造建築士は、前項の規定による届出をする場合において、二級建築士免許証または木造建築士免許証(以下「免許証」という。)に記載された事項に変更があつたときは、免許証用写真をはり付けた二級(木造)建築士免許証書換え交付申請書(様式第三号)により、知事に申請しなければならない。

第七条第一項中「遅滞なく、」の下に「免許証用写真をはり付けた」を加える。

様式第一号から様式第六号までを次のように改める。

様式第 4 号 (第 7 条関係)

二級 建築士免許証再交付申請書
木造

汚損 しましたので、建築士法施行細則第 7 条の規定により次のとおり再交付
免許証を 亡失 しましたので、建築士法施行細則第 7 条の規定により次のとおり再交付
を申請します。

年 月 日

福井県知事

様

申請者 住 所

.....

氏 名

.....
⑩

1 氏 名	写真 1 縦 4.5 センチメートル、横 3.5 センチメートルの写真的撮影面に氏名および撮影年月日を記入してください。 2 はり付けた写真は必ず、免許証に転写されます。
2 生 年 月 日	
3 性 別	
4 登 録 番 号	
5 登 録 年 月 日	
6 汚損または初期日	
7 汚損または亡失の理由 (具体的に詳しく記入のこと)	

福井県証紙ちよう付欄 (消印しないこと)

様式第 4 号の 2 (第 8 条関係)

二級 建築士死亡等届
木造

次の者は、 年 月 日、建築士法第 8 条の 2 第 号に該当すること
となつたので、同条の規定により関係書類を添えて届け出ます。

年 月 日

福井県知事

様

届出者 住 所

.....

氏 名

.....
⑩

1 氏 名	
2 生 年 月 日	
3 性 別	
4 登 録 番 号	
5 登 録 年 月 日	

様式第5号(第8条関係)

二級 建築士免許取消申請書
木造

二級 建築士免許の取消しを受けたいので、免許証を添えて、次のとおり申請します。
木造

年 月 日

福井県知事

様

申請者 住所

氏 名[㊦]

1	氏 名 <small>し り が な</small>	
2	生 年 月 日	
3	性 別	
4	登 録 番 号	
5	登 録 年 月 日	
6	取 消 の 理 由	

様式第6号(第8条関係)

二級 建築士失踪宣告届
木造

次の者は、年 月 日、失踪の宣告を受けましたので、建築士法施行
細則第8条第3項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

年 月 日

福井県知事

様

届出義務者住所

届出義務者氏名[㊦]

本人との続柄

1	氏 名 <small>し り が な</small>	
2	生 年 月 日	
3	性 別	
4	登 録 番 号	
5	登 録 年 月 日	

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式第二号による二級建築士免許証および改正前の様式第二号の二による木造建築士免許証(以下「旧免許証」という。)は、当分の間、使用することができる。

3 この規則の施行の際現に旧免許証の交付を受けている二級建築士または木造建築士は、改正後の様式第二号による二級建築士免許証または改正後の様式第二号の二による木造建築士免許証の交付を申請することができる。この場合において、当該交付の申請は、改正後の第六条第二項の規定による申請とみなす。

知 事

福井県告示第159号

全国自治宝くじ事務協議会規約（昭和30年福井県告示第171号）の一部を次のように改正する。

平成21年3月27日

福井県知事 西川 一誠

第3条第2号中「浜松市」の次に「、岡山市」を加える。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

福井県告示第160号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第3項の規定に基づき、同項に規定する単位漁場区域を定めたので、漁業災害補償法施行令（昭和39年政令第293号）第15条第3項において準用する同令第7条第3項の規定により、次のとおり公示する。

なお、漁業災害補償法第118条第3項に規定する単位漁場区域の決定（平成17年福井県告示第264号）は、廃止する。

平成21年3月27日

福井県知事 西川 一誠

1 かき養殖業

名 称	区 域
世久見加入区	区第55号漁業権の漁場の区域
仏谷加入区	区第72号漁業権の漁場の区域
若狭加入区	区第73号漁業権の漁場の区域
甲ヶ崎加入区	区第76号漁業権の漁場の区域

福谷加入区 区第77号漁業権の漁場の区域

2 1年貝真珠養殖業

名 称	区 域
名子加入区	区第200号漁業権の漁場の区域
甲ヶ崎ア加入区	区第201号漁業権の漁場の区域
甲ヶ崎イ加入区	区第202号漁業権の漁場の区域
岡津加入区	区第203号漁業権の漁場の区域
鯉川加入区	区第205号漁業権の漁場の区域
長井加入区	区第206号漁業権の漁場の区域
小堀加入区	区第207号漁業権の漁場の区域
犬見ア加入区	区第210号漁業権の漁場の区域
犬見イ加入区	区第211号漁業権の漁場の区域
犬見エ加入区	区第212号漁業権の漁場の区域
犬見オ加入区	区第213号漁業権の漁場の区域
西村加入区	区第215号漁業権の漁場の区域

3 2年貝真珠養殖業

名 称	区 域
名子加入区	区第200号漁業権の漁場の区域
甲ヶ崎ア加入区	区第201号漁業権の漁場の区域
甲ヶ崎イ加入区	区第202号漁業権の漁場の区域
岡津加入区	区第203号漁業権の漁場の区域
鯉川加入区	区第205号漁業権の漁場の区域
長井加入区	区第206号漁業権の漁場の区域
小堀加入区	区第207号漁業権の漁場の区域
犬見ア加入区	区第210号漁業権の漁場の区域
犬見イ加入区	区第211号漁業権の漁場の区域
犬見ウ加入区	区第212号漁業権の漁場の区域
犬見エ加入区	区第213号漁業権の漁場の区域
西村加入区	区第215号漁業権の漁場の区域

4 小割り式1年魚はまち養殖業

名称	区域
日向加入区	区第25号漁業権の漁場の区域
常神ア加入区	区第28号漁業権の漁場の区域
常神イ加入区	区第30号漁業権の漁場の区域
神子加入区	区第32号漁業権の漁場の区域
小川加入区	区第35号漁業権の漁場の区域
遊子加入区	区第37号漁業権の漁場の区域
塩坂越加入区	区第50号漁業権の漁場の区域
世久見ア加入区	区第52号漁業権の漁場の区域
世久見イ加入区	区第55号漁業権の漁場の区域
田島加入区	区第57号漁業権の漁場の区域
矢代加入区	区第61号漁業権の漁場の区域
西小川加入区	区第67号漁業権の漁場の区域
大島ア加入区	区第82号漁業権の漁場の区域
大島イ加入区	区第83号漁業権の漁場の区域
小黒飯加入区	区第87号漁業権の漁場の区域
音海加入区	区第88号漁業権の漁場の区域
神野浦加入区	区第100号漁業権の漁場の区域
日引加入区	区第101号漁業権の漁場の区域
上瀬加入区	区第103号漁業権の漁場の区域

5 小割り式2年魚はまち養殖業

名称	区域
松島加入区	区第10号漁業権の漁場の区域
手ア加入区	区第16号漁業権の漁場の区域
丹生ア加入区	区第20号漁業権の漁場の区域
丹生イ加入区	区第21号漁業権の漁場の区域

6 小割り式3年魚はまち養殖業

日向加入区	区第25号漁業権の漁場の区域
常神ア加入区	区第28号漁業権の漁場の区域
常神イ加入区	区第30号漁業権の漁場の区域
神子加入区	区第32号漁業権の漁場の区域
小川加入区	区第35号漁業権の漁場の区域
遊子加入区	区第37号漁業権の漁場の区域
塩坂越加入区	区第50号漁業権の漁場の区域
世久見ア加入区	区第52号漁業権の漁場の区域
世久見イ加入区	区第55号漁業権の漁場の区域
田島加入区	区第57号漁業権の漁場の区域
矢代加入区	区第61号漁業権の漁場の区域
西小川加入区	区第67号漁業権の漁場の区域
大島ア加入区	区第82号漁業権の漁場の区域
大島イ加入区	区第83号漁業権の漁場の区域
小黒飯加入区	区第87号漁業権の漁場の区域
音海加入区	区第88号漁業権の漁場の区域
神野浦加入区	区第100号漁業権の漁場の区域
日引加入区	区第101号漁業権の漁場の区域
上瀬加入区	区第103号漁業権の漁場の区域

6 小割り式3年魚はまち養殖業

名称	区域
松島加入区	区第10号漁業権の漁場の区域
手ア加入区	区第16号漁業権の漁場の区域
丹生ア加入区	区第20号漁業権の漁場の区域
丹生イ加入区	区第21号漁業権の漁場の区域
日向加入区	区第25号漁業権の漁場の区域
常神ア加入区	区第28号漁業権の漁場の区域
常神イ加入区	区第30号漁業権の漁場の区域
神子加入区	区第32号漁業権の漁場の区域
小川加入区	区第35号漁業権の漁場の区域
遊子加入区	区第37号漁業権の漁場の区域
塩坂越加入区	区第50号漁業権の漁場の区域

7 小割り式1年魚たい養殖業

世久見ア加入区	区第52号漁業権の漁場の区域
世久見イ加入区	区第55号漁業権の漁場の区域
田島加入区	区第57号漁業権の漁場の区域
矢代加入区	区第61号漁業権の漁場の区域
西小川加入区	区第67号漁業権の漁場の区域
大高ア加入区	区第82号漁業権の漁場の区域
大高イ加入区	区第83号漁業権の漁場の区域
小黒飯加入区	区第87号漁業権の漁場の区域
音海加入区	区第88号漁業権の漁場の区域
神野浦加入区	区第100号漁業権の漁場の区域
日引加入区	区第101号漁業権の漁場の区域
上瀬加入区	区第103号漁業権の漁場の区域
名 称	区 域
柳川加入区	区第8号漁業権の漁場の区域
松島加入区	区第10号漁業権の漁場の区域
名子加入区	区第11号漁業権の漁場の区域
縄間加入区	区第12号漁業権の漁場の区域
常宮加入区	区第13号漁業権の漁場の区域
沓加入区	区第15号漁業権の漁場の区域
手ア加入区	区第16号漁業権の漁場の区域
手イ加入区	区第17号漁業権の漁場の区域
色浜・浦底加入区	区第18号漁業権の漁場の区域
丹生ア加入区	区第20号漁業権の漁場の区域
丹生イ加入区	区第21号漁業権の漁場の区域
日向加入区	区第25号漁業権の漁場の区域
常神ア加入区	区第28号漁業権の漁場の区域
常神イ加入区	区第30号漁業権の漁場の区域
神子加入区	区第32号漁業権の漁場の区域
小川加入区	区第35号漁業権の漁場の区域
遊子加入区	区第37号漁業権の漁場の区域
塩坂越加入区	区第50号漁業権の漁場の区域

8 小割り式2年魚たい養殖業

世久見ア加入区	区第52号漁業権の漁場の区域
世久見イ加入区	区第55号漁業権の漁場の区域
田島加入区	区第57号漁業権の漁場の区域
矢代加入区	区第61号漁業権の漁場の区域
阿納加入区	区第65号漁業権の漁場の区域
西小川加入区	区第67号漁業権の漁場の区域
大高加入区	区第83号漁業権の漁場の区域
小黒飯加入区	区第87号漁業権の漁場の区域
音海加入区	区第88号漁業権の漁場の区域
神野浦加入区	区第100号漁業権の漁場の区域
日引加入区	区第101号漁業権の漁場の区域
上瀬加入区	区第103号漁業権の漁場の区域
名 称	区 域
柳川加入区	区第8号漁業権の漁場の区域
松島加入区	区第10号漁業権の漁場の区域
名子加入区	区第11号漁業権の漁場の区域
縄間加入区	区第12号漁業権の漁場の区域
常宮加入区	区第13号漁業権の漁場の区域
沓加入区	区第15号漁業権の漁場の区域
手ア加入区	区第16号漁業権の漁場の区域
手イ加入区	区第17号漁業権の漁場の区域
色浜・浦底加入区	区第18号漁業権の漁場の区域
丹生ア加入区	区第20号漁業権の漁場の区域
丹生イ加入区	区第21号漁業権の漁場の区域
日向加入区	区第25号漁業権の漁場の区域
常神ア加入区	区第28号漁業権の漁場の区域
常神イ加入区	区第30号漁業権の漁場の区域
神子加入区	区第32号漁業権の漁場の区域
小川加入区	区第35号漁業権の漁場の区域
遊子加入区	区第37号漁業権の漁場の区域
塩坂越加入区	区第50号漁業権の漁場の区域

世久見ア加入区	区第52号漁業権の漁場の区域
世久見イ加入区	区第55号漁業権の漁場の区域
田島加入区	区第57号漁業権の漁場の区域
矢代加入区	区第61号漁業権の漁場の区域
阿納加入区	区第65号漁業権の漁場の区域
西小川加入区	区第67号漁業権の漁場の区域
大島加入区	区第83号漁業権の漁場の区域
小黒飯加入区	区第87号漁業権の漁場の区域
音海加入区	区第88号漁業権の漁場の区域
神野浦加入区	区第100号漁業権の漁場の区域
日引加入区	区第101号漁業権の漁場の区域
上瀬加入区	区第103号漁業権の漁場の区域

9 小割り式3年魚たい養殖業

名 称	区 域
柳川加入区	区第8号漁業権の漁場の区域
松島加入区	区第10号漁業権の漁場の区域
名子加入区	区第11号漁業権の漁場の区域
縄間加入区	区第12号漁業権の漁場の区域
常宮加入区	区第13号漁業権の漁場の区域
沓加入区	区第15号漁業権の漁場の区域
手ア加入区	区第16号漁業権の漁場の区域
手イ加入区	区第17号漁業権の漁場の区域
色浜・浦底加入区	区第18号漁業権の漁場の区域
丹生ア加入区	区第20号漁業権の漁場の区域
丹生イ加入区	区第21号漁業権の漁場の区域
日向加入区	区第25号漁業権の漁場の区域
常神ア加入区	区第28号漁業権の漁場の区域
常神イ加入区	区第30号漁業権の漁場の区域
神子加入区	区第32号漁業権の漁場の区域
小川加入区	区第35号漁業権の漁場の区域
遊子加入区	区第37号漁業権の漁場の区域
塩坂越加入区	区第50号漁業権の漁場の区域

世久見ア加入区	区第52号漁業権の漁場の区域
世久見イ加入区	区第55号漁業権の漁場の区域
田島加入区	区第57号漁業権の漁場の区域
矢代加入区	区第61号漁業権の漁場の区域
阿納加入区	区第65号漁業権の漁場の区域
西小川加入区	区第67号漁業権の漁場の区域
大島加入区	区第83号漁業権の漁場の区域
小黒飯加入区	区第87号漁業権の漁場の区域
音海加入区	区第88号漁業権の漁場の区域
神野浦加入区	区第100号漁業権の漁場の区域
日引加入区	区第101号漁業権の漁場の区域
上瀬加入区	区第103号漁業権の漁場の区域

10 小割り式ふぐ養殖業

名 称	区 域
柳川加入区	区第8号漁業権の漁場の区域
松島加入区	区第10号漁業権の漁場の区域
名子加入区	区第11号漁業権の漁場の区域
縄間加入区	区第12号漁業権の漁場の区域
沓加入区	区第15号漁業権の漁場の区域
手ア加入区	区第16号漁業権の漁場の区域
手イ加入区	区第17号漁業権の漁場の区域
色浜・浦底加入区	区第18号漁業権の漁場の区域
丹生ア加入区	区第20号漁業権の漁場の区域
丹生イ加入区	区第21号漁業権の漁場の区域
日向加入区	区第25号漁業権の漁場の区域
常神イ加入区	区第30号漁業権の漁場の区域
神子加入区	区第32号漁業権の漁場の区域
小川加入区	区第35号漁業権の漁場の区域
世久見ア加入区	区第52号漁業権の漁場の区域
世久見イ加入区	区第55号漁業権の漁場の区域
田島加入区	区第57号漁業権の漁場の区域
阿納加入区	区第65号漁業権の漁場の区域

西小川加入区	区第67号漁業権の漁場の区域
大島ア加入区	区第82号漁業権の漁場の区域
大島イ加入区	区第83号漁業権の漁場の区域
音海加入区	区第88号漁業権の漁場の区域
神野浦加入区	区第100号漁業権の漁場の区域
日引加入区	区第101号漁業権の漁場の区域
上瀬加入区	区第103号漁業権の漁場の区域

11 小割り式1年魚かんばち養殖業

名 称	区 域
縄間加入区	区第12号漁業権の漁場の区域
色浜・浦底加入区	区第18号漁業権の漁場の区域
丹生イ加入区	区第21号漁業権の漁場の区域
小黒飯加入区	区第87号漁業権の漁場の区域
日引加入区	区第101号漁業権の漁場の区域

12 小割り式2年魚かんばち養殖業

名 称	区 域
縄間加入区	区第12号漁業権の漁場の区域
色浜・浦底加入区	区第18号漁業権の漁場の区域
丹生イ加入区	区第21号漁業権の漁場の区域
小黒飯加入区	区第87号漁業権の漁場の区域
日引加入区	区第101号漁業権の漁場の区域

13 小割り式3年魚かんばち養殖業

名 称	区 域
縄間加入区	区第12号漁業権の漁場の区域
色浜・浦底加入区	区第18号漁業権の漁場の区域
丹生イ加入区	区第21号漁業権の漁場の区域
小黒飯加入区	区第87号漁業権の漁場の区域
日引加入区	区第101号漁業権の漁場の区域

14 小割り式ひらめ養殖業

名 称	区 域
縄間加入区	区第12号漁業権の漁場の区域
常宮加入区	区第13号漁業権の漁場の区域
丹生イ加入区	区第21号漁業権の漁場の区域
日向加入区	区第25号漁業権の漁場の区域
常神イ加入区	区第30号漁業権の漁場の区域
世久見イ加入区	区第55号漁業権の漁場の区域
大島イ加入区	区第83号漁業権の漁場の区域

15 小割り式1年魚すずき養殖業

名 称	区 域
手ア加入区	区第16号漁業権の漁場の区域
色浜・浦底加入区	区第18号漁業権の漁場の区域
丹生ア加入区	区第20号漁業権の漁場の区域
丹生イ加入区	区第21号漁業権の漁場の区域
田島加入区	区第57号漁業権の漁場の区域
日引加入区	区第101号漁業権の漁場の区域

16 小割り2年魚すずき養殖業

名 称	区 域
手ア加入区	区第16号漁業権の漁場の区域
色浜・浦底加入区	区第18号漁業権の漁場の区域
丹生ア加入区	区第20号漁業権の漁場の区域
丹生イ加入区	区第21号漁業権の漁場の区域
田島加入区	区第57号漁業権の漁場の区域
日引加入区	区第101号漁業権の漁場の区域

17 小割り式まあじ養殖業

名 称	区 域
松島加入区	区第10号漁業権の漁場の区域
手ア加入区	区第16号漁業権の漁場の区域
色浜・浦底加入区	区第18号漁業権の漁場の区域
田島加入区	区第57号漁業権の漁場の区域

18 小割り式1年魚しまあじ養殖業

名 称	区 域
手ア加入区	区第16号漁業権の漁場の区域
色浜・浦底加入区	区第18号漁業権の漁場の区域
音海加入区	区第88号漁業権の漁場の区域
上瀬加入区	区第103号漁業権の漁場の区域

19 小割り式2年魚しまあじ養殖業

名 称	区 域
手ア加入区	区第16号漁業権の漁場の区域
色浜・浦底加入区	区第18号漁業権の漁場の区域
音海加入区	区第88号漁業権の漁場の区域
上瀬加入区	区第103号漁業権の漁場の区域

福井県告示第161号

土地改良法（昭和24年法律第195号）

第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、おおい町営土地改良事業（大飯地区 暗渠排水（中山間地域総合整備）事業）の計画の変更を適当と決定したので、同法第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成21年3月27日

福井県知事 西川 一誠

- 1 縦覧に供する書類
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成21年3月30日から
平成21年4月27日まで
- 3 縦覧に供する場所
おおい町役場

平成21年3月27日(金)

福井県報第2020号

福井県告示第162号

土地改良法（昭和24年法律第195号）

第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、おおい町営土地改良事業（大飯地区 農業用排水施設（中山間地域総合整備）事業）の計画の変更を適当と決定したので、同法第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成21年3月27日

福井県知事 西川 一誠

- 1 縦覧に供する書類
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成21年3月30日から
平成21年4月27日まで
- 3 縦覧に供する場所
おおい町役場

福井県告示第163号

土地改良法（昭和24年法律第195号）

第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、おおい町営土地改良事業（大飯地区（大島） 農業用排水施設（中山間地域総合整備）事業）の計画の変更を適当と決定したので、同法第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成21年3月27日

福井県知事 西川 一誠

- 1 縦覧に供する書類
変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成21年3月30日から
平成21年4月27日まで

3 縦覧に供する場所
おおい町役場**福井県告示第164号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）

第89条の2第3項の規定において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良（区画整理）事業 川西中部地区（全工区）の換地計画において、同法第53条の2の2第1項前段の規定による同意に係る次の土地を、従前の土地としてその地積を特に減じて換地を定め、または換地を定めない土地に指定したので、同法第89条の2第3項の規定において準用する同法第53条の2の3第2項の規定において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成21年3月27日

福井県知事 西川 一誠

不換地・特別減歩指定

県営川西中部地区(全工区)

市町	大字	字	地番	地目	用途	地積 m ²	特に減ずる地積 m ²	備考
福井市	波寄町	1	9-2	田	田	510	71	
		2		田	田	1020	32	
		2	6	田	田	1020	245	
		2	7-2	田	田	510	221	
		2	9	田	田	1,020	57	
		2	14	田	田	1,020	141	
		2	15-1	田	田	700	213	
		2	16-2	田	田	510	89	
		2	22	畑	田	1,020	293	
		4	3-2	田	田	100	1	
		4	14	田	田	1,000	128	
		4	15	田	田	1,000	159	
		4	22	田	田	1,374	26	
		6	6	田	田	1,000	216	
		2	3-1	田	田	510	54	

22	東ノ町	6	畑	田	1,020	244
22	東ノ町	9	田	田	1,020	322
22	東ノ町	13	田	田	1,020	245
22	東ノ町	14	田	田	1,020	207
22	東ノ町	38-4	田	田	225	4
23	佐奈畔	6	畑	田	1,020	249
23	佐奈畔	13	田	田	1,020	461
23	佐奈畔	16	田	田	1,020	150
23	佐奈畔	20	田	田	1,020	132
23	佐奈畔	27	田	田	1,020	420
23	佐奈畔	30-1	田	田	980	34
23	佐奈畔	31	田	田	1,000	314
23	佐奈畔	33	田	田	1,020	308
25	佐奈畔	35	田	田	1,020	103
26	長本	7-1	田	田	410	8
26	久保町	6	田	田	1,020	217
26	久保町	8-2	田	田	510	40
26	久保町	16	田	田	1,020	410

26	久保町	30-1	田	田	825	443
27	南ノ町	24-2	田	田	720	75
27	南ノ町	25	田	田	1,020	232
28	箱田	3-3	田	田	300	240
28	箱田	4-1	田	田	520	131
28	箱田	11	田	田	1,000	290
28	箱田	18-2	田	田	560	173
28	箱田	32	田	田	1,020	265
30	栗田	7	田	田	1,020	218
30	栗田	14-2	田	田	110	2
30	栗田	14-3	田	田	510	9
30	栗田	16	田	田	1,020	135
30	栗田	19	田	田	1,020	100
30	栗田	22	田	田	1,020	285
30	栗田	31	田	田	1,020	217
32	中山ノ下	2	畑	田	1,020	96
33	葛場	14-3	田	田	600	60
33	葛場	34	田	田	1,020	200

34	小幡崎	12-2	田	田	700	108
36	東塚田	3	田	田	1,020	183
36	東塚田	8	田	田	1,020	153
36	東塚田	16-2	田	田	828	192
36	東塚田	24	田	田	1,020	248
36	東塚田	25-1	田	田	900	211
41	広田	7	田	田	1,020	47
41	広田	9	田	田	1,020	185
41	広田	36-1	田	田	770	101
42	四反田	1	田	田	1,020	56
42	四反田	15	田	田	1,020	332
43	柳町	6-1	田	田	1,009	241
43	柳町	8-1	田	田	1,009	173
43	柳町	24	田	田	1,020	195
44	無詰	8-1	田	田	1,009	356
44	無詰	9-2	田	田	504	136
44	無詰	15	田	田	1,030	298
44	無詰	32	田	田	1,020	184

44	無詰	35	田	田	1,020	257
44	無詰	36	田	田	1,020	289
44	無詰	39-2	畑	田	875	156
45	岩谷	4	田	田	1,020	104
45	岩谷	7	田	田	1,020	319
45	岩谷	16	畑	田	1,020	19
45	岩谷	20-2	田	田	410	120
45	岩谷	22	田	田	1,020	76
45	岩谷	33-1	田	田	500	234
45	岩谷	38-2	田	田	720	168
45	岩谷	41	田	田	1,020	177
46	北ノ町	2	田	田	1,020	19
47	上流	11-1	田	田	460	72
66	長縄	23	田	田	1,020	48
66	長縄	26	田	田	1,020	28
68	天田	24	田	田	1,020	38
69	中田	4-2	田	田	100	32
73	上検町	1	田	田	1,020	19

73	上検町	4	田	田	1,020	36
73	上検町	35	田	田	1,020	72
76	高野越	2-2	田	田	502	9
77	戸羅ヶ橋	9-1	田	田	510	68
77	戸羅ヶ橋	19	田	田	1,020	354
77	戸羅ヶ橋	21-1	田	田	270	132
79	三合	5	田	田	1,020	251
79	三合	14	田	田	1,020	316
79	三合	21	田	田	945	158
80	五石	7	田	田	1,020	183
80	五石	20	田	田	1,020	358
80	五石	32-1	田	田	770	28
81	前縄	4	田	田	1,020	292
81	前縄	6-1	田	田	300	108
82	石八丁	5	田	田	1,020	275
82	石八丁	10-2	田	田	800	28
82	石八丁	13	田	田	1,020	211
1	田畑ヶ	3	田	田	1,294	38

菅蒲谷町

9	大屋敷	15	田	田	198	12
9	大屋敷	32	田	田	198	4
27	殿田	8	田	田	1,020	156
27	殿田	17	田	田	1,525	188
27	殿田	21	田	田	1,020	149
28	裏縄	1	田	田	922	301
28	裏縄	5	田	田	1,020	388
28	裏縄	7	田	田	1,000	224
28	裏縄	8	田	田	1,000	311
28	裏縄	16	田	田	867	384
28	裏縄	26	田	田	1,020	355
28	裏縄	31	田	田	1,000	352
7	東高田	6	田	田	1,020	264
7	東高田	10	田	田	1,020	169
7	東高田	12	田	田	1,000	323
7	東高田	37	田	田	1,020	304
8	亀田	11	田	田	1,000	344
9	小高田	19	田	田	1,020	19

14	楚ヶ田	20-2	田	田	350	26
28	金剛	1-2	田	田	300	5
21	木下町	江崎	田	田	650	25
計						21,958

福井県告示第165号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を変更したので、同項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所において、平成21年3月27日から20日間一般の縦覧に供する。

平成21年3月27日

福井県知事 西川 一誠

道路種類	路線名	新旧別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
主要地方道	武生米ノ線	新	越前市広瀬町190字一ノ瀬4番2から越前市広瀬町183字木野境1番1まで	11.4 ~ 16.4	1,018.0
		旧	越前市広瀬町190字一ノ瀬4番2から越前市小野町50字水上4番まで	11.4 ~ 18.6	3,101.0

福井県告示第166号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を

更したので、同項の規定により、次のとおり
 公示する。
 なお、これを表示した図面は、福井県庁お
 よび福井土木事務所において、平成21年3
 月27日から20日間一般の縦覧に供する。
 平成21年3月27日
 福井県知事 西川 一誠

道路種類	路線名	新旧別	区間	幅員(メートル)		延長(メートル)
				単	複	
一般国道	三六四号	新	福井市田尻町10字3 5番から 福井市高田町21字4 番2まで	10.3	~	186.4
				11.6	~	
一般国道	三六四号	旧	福井市田尻町10字3 5番から 福井市高田町21字4 番2まで	8.4	~	186.4
				13.5	~	

福井県告示第167号

道路法(昭和27年法律第180号)第1
 8条第1項の規定に基づき、道路の区域を更
 更したので、同項の規定により、次のとおり
 公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁お
 よび福井土木事務所において、平成21年3
 月27日から20日間一般の縦覧に供する。
 平成21年3月27日
 福井県知事 西川 一誠

道路種類	路線名	新旧別	区間	幅員(メートル)		延長(メートル)
				単	複	

主要地方道 篠尾勝山線	新旧別	区間	幅員(メートル)		延長(メートル)
			単	複	
	新	福井市瀬ヶ口町26字 64番8から 福井市瀬ヶ口町5字1 番4まで	8.4	~	24.5
			11.7	~	
	旧	福井市瀬ヶ口町26字 64番8から 福井市瀬ヶ口町5字1 番4まで	8.0	~	24.5
			8.4	~	

福井県告示第168号

道路法(昭和27年法律第180号)第1
 8条第1項の規定に基づき、道路の区域を更
 更したので、同項の規定により、次のとおり
 公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁お
 よび福井土木事務所において、平成21年3
 月27日から20日間一般の縦覧に供する。
 平成21年3月27日
 福井県知事 西川 一誠

道路種類	路線名	新旧別	区間	幅員(メートル)		延長(メートル)
				単	複	
		新	福井市朝谷町34字1 番6から 福井市朝谷町46字3 番2まで	7.5	~	1,672.0
				43.0	~	
		旧	福井市朝谷町34字1 番6から 福井市朝谷町46字3 番2まで	6.2	~	1,667.0
				20.8	~	

福井県告示第169号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を開始するので、同項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所において、平成21年3月27日から20日間一般の縦覧に供する。

平成21年3月27日

福井県知事 西川 一誠

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
主要地方道	武生米ノ線	越前市広瀬町190字一ノ瀬4番2から越前市小野町50字水上4番まで	平成21年3月27日

福井県告示第170号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を開始するので、同項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および福井土木事務所において、平成21年3月27日から20日間一般の縦覧に供する。

平成21年3月27日

福井県知事 西川 一誠

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日

一般国道	四一六号	永平寺町牧福島17字6番4から永平寺町牧福島17字17番7地先まで	平成21年3月28日
------	------	-----------------------------------	------------

福井県告示第171号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を開始するので、同項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および福井土木事務所において、平成21年3月27日から20日間一般の縦覧に供する。

平成21年3月27日

福井県知事 西川 一誠

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般県道	志比イメンタ1線	永平寺町牧福島17字13番2から永平寺町牧福島40字40番3まで	平成21年3月28日

福井県告示第172号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を開始するので、同項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および福井土木事務所において、平成21年3月27日から20日間一般の縦覧に供する。

平成21年3月27日

福井県知事 西川 一誠

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道	三六四号	福井市田尻町10字35番から福井市高田町21字4番2まで	平成21年3月31日

福井県告示第173号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を開始するので、同項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および福井土木事務所において、平成21年3月27日から20日間一般の縦覧に供する。

平成21年3月27日

福井県知事 西川 一誠

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
主要地方道	篠尾勝山線	福井市瀬ヶ口町26字64番8から福井市瀬ヶ口町5字1番4まで	平成21年3月31日

福井県告示第174号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を開始するので、同項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および福井土木事務所において、平成21年3月27日から20日間一般の縦覧に供する。

平成21年3月27日

福井県知事 西川 一誠

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
主要地方道	武生美山線	福井市朝谷町34字1番6から福井市朝谷町46字36番2まで	平成21年3月30日

福井県告示第175号

福井県屋外広告物条例（昭和39年福井県条例第45号。以下「条例」という。）第2条に規定する地域および範囲を定めたので、条例第29条第1項の規定により、次のとおり公告し、平成21年3月28日から施行する。

なお、福井県屋外広告物条例第2条に規定する地域および範囲（平成18年福井県告示第408号の3）は、廃止する。

平成21年3月27日

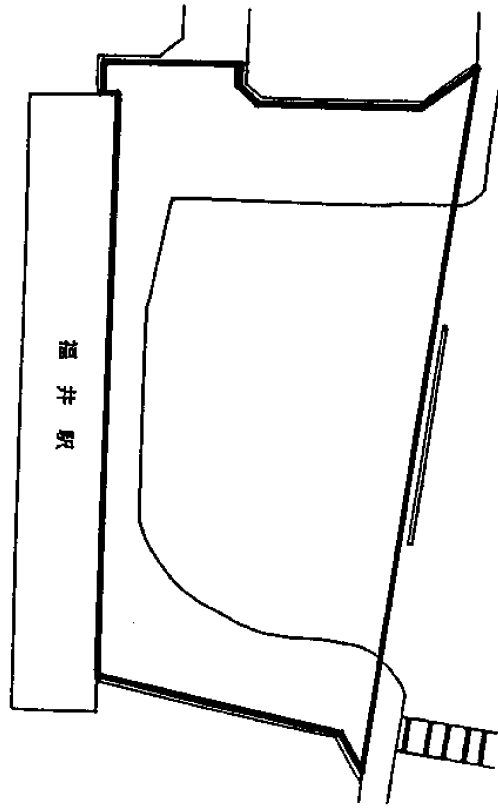
福井県知事 西川 一誠

1 条例第2条第4号の規定に基づき、知事が定める範囲

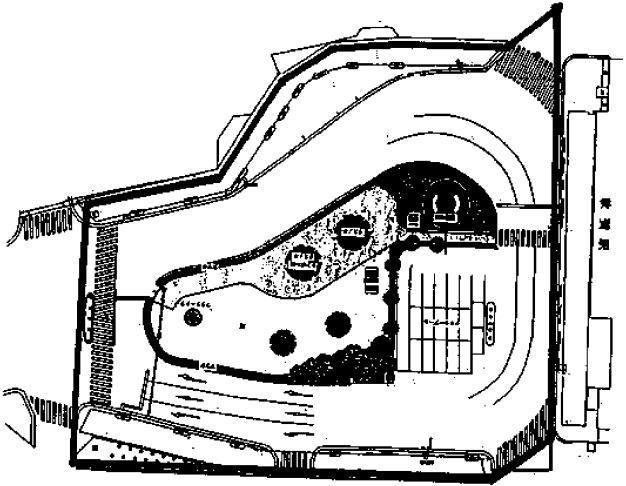
種別	名称	所在地	範囲
建造物	坪川家住宅	坂井市丸岡町上竹田	周囲30m
〃	相木家住宅	丹生郡越前町小曾原	〃
〃	堀口家住宅	今立郡池田町稲荷	〃

- 2 条例第2条第8号の規定に基づき、知事が定める地域
- (1) 白山国立公園の全地域
 - (2) 若狭湾国定公園の全地域
 - (3) 越前加賀海岸国定公園の全地域
- 3 条例第2条第9号の規定に基づき、知事が定める地域
- 奥越高原県立自然公園の全地域
- 4 条例第2条第12号の規定に基づき、知事が定める地域
- (1) 次の道路およびこれに接続する地域で、陸地部では道路の両側500メートル、海岸部では道路の陸側500メートルおよび道路の海側当該道路から望見される範囲とする。ただし、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域および家屋連たん地域(以下「用途地域等」という。)は除く。
 - ア 北陸自動車道の全区間
 - イ 近畿自動車道敦賀線のうち供用されている区間
 - ウ 中部縦貫自動車道のうち供用されている区間
 - (2) 次の道路、鉄道およびこれらに接続する地域で、陸地部では道路または鉄道の内側300メートル、海岸部では道路または鉄道の陸側300メートルおよび道路または鉄道の海側道路または鉄道から望見される範囲とする。ただし、用途地域等は除く。
 - ア 一般国道8号の全区間
 - イ 一般国道27号の全区間
 - ウ 一般国道158号のうち次の区間
大野市上唯野(一般県道上唯野西屋
勝山線との交差点)から同市東市布(岐阜県境)まで
 - エ 一般国道305号の全区間
- オ 主要地方道三国東尋坊芦原線のうち次の区間
- 坂井市三国町米ヶ脇(荒磯遊歩道入口前)から同市三国町浜地(今津川浜地橋)まで
- カ 一般国道157号のうち次の区間
- 大野市五条方(一般県道五条方下荒井線との交差点)から同市下若生子(小若谷川風吹谷橋)まで
- キ 一般国道364号のうち次の区間
- 福井市宇坂大谷町43字12番の2地先から吉田郡永平寺町東古市(一般国道416号との交差点)まで
- ク 主要地方道佐田竹波敦賀線のうち次の区間
- 三方郡美浜町佐田(一般国道27号との交差点)から同町竹波(一般県道竹波立石縄間線との交差点)までの間
- および敦賀市縄間(一般県道竹波立石縄間線との交差点)から同市櫛川(井の口川花城橋)まで
- ケ 一般県道竹波立石縄間線の全区間
- コ 一般県道日向郷市線のうち次の区間
- 三方郡美浜町日向(日向湖日向橋)から同町郷市(一般国道27号との交差点)まで
- カ 一般県道常神三方線(一般国道162号との重用区間を含む。)のうち次の区間
- 三方上中郡若狭町常神(常神隧道)から同町三方(一般国道27号との交差点)まで
- シ 一般県道赤礁崎公園線の全区間
- ス 三方五湖有料道路の全区間
- セ 一般県道泊小浜停車場線のうち次の区間
- 小浜市堅海(久須夜ヶ岳山頂付近)から同市阿納尻(一般国道162号との交差点)まで
- ソ 西日本旅客鉄道株式会社越美北線の柿ヶ鳥駅から九頭竜湖駅まで
- 5 条例第2条第13号の規定に基づき、知事が定める地域
- (1) 福井駅前広場(別図1のとおり)
 - (2) 敦賀駅前広場(別図2のとおり)
 - (3) 武生駅前広場(別図3のとおり)
 - (4) 小浜駅前広場(別図4のとおり)
 - (5) 越前大野駅前広場(別図5のとおり)
 - (6) 芦原温泉駅前広場(別図6のとおり)

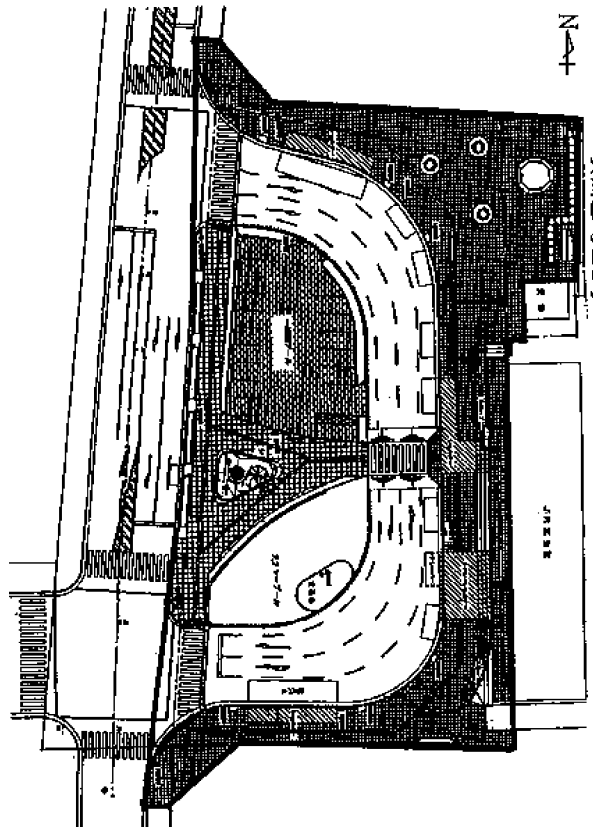
別図1 福井駅前広場
——駅前広場区域



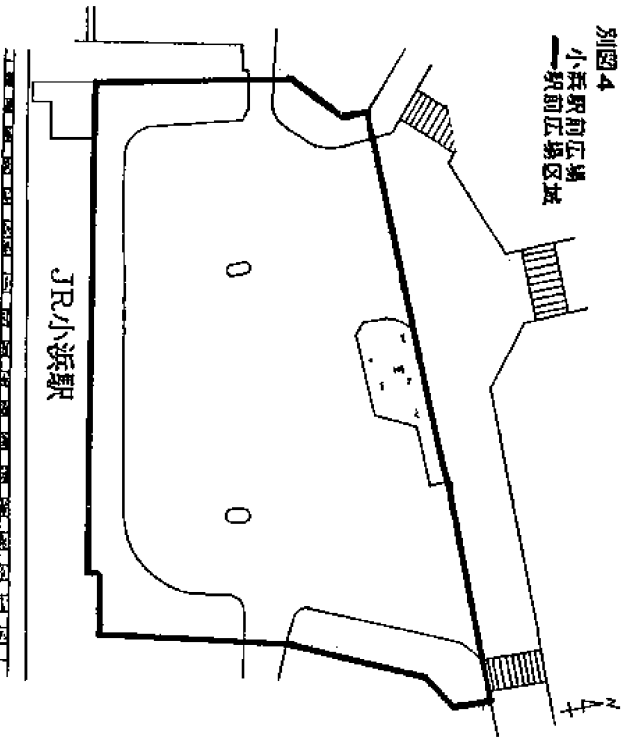
別図2 敦賀駅前広場
——駅前広場区域

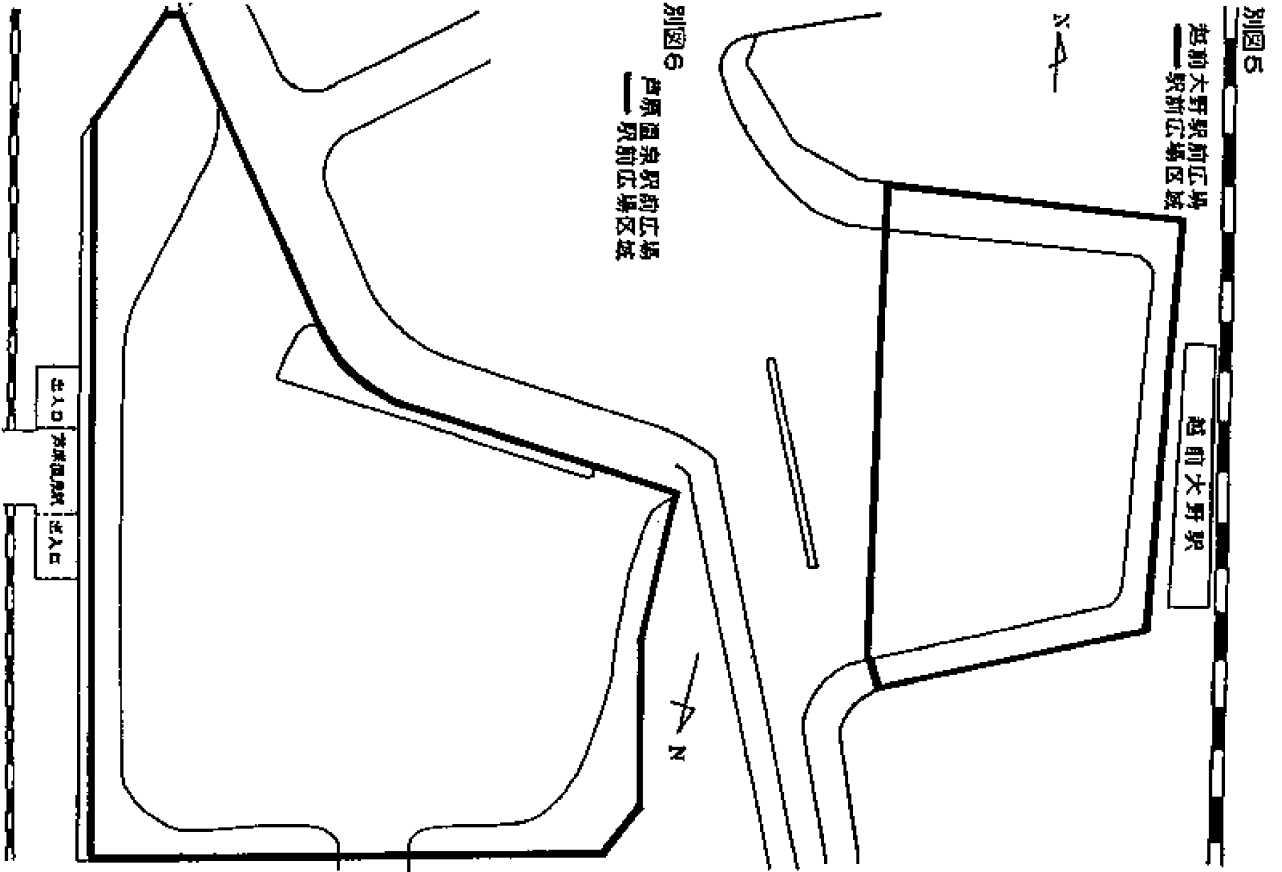


別図3 武生駅前広場
——駅前広場区域



別図4 小浜駅前広場
——駅前広場区域





通 告

福井県訓令第1号

庁中一般

福井県出納事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月27日

福井県知事 西川 一誠

福井県出納事務決裁規程の一部を改正する訓令

福井県出納事務決裁規程(昭和41年福井県訓令第23号)の一部を次のように改正する。

別表第1項第5号を次のように改める。

- (5) 1件100万円以上の歳入歳出外現金(規則第190条第1項第2号イおよびロの保管金を除く。)および保管有価証券の払出しに関すること。

別表第2項中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

- (8) 1件100万円未満の歳入歳出外現金および保管有価証券の払出しに関すること。
- (9) 1件100万円以上の歳入歳出外現金(規則第190条第1項第2号イおよびロの保管金に限る。)の払出しに関すること。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特

定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則(平成7年福井県規則第82号)第4条の規定により、次のとおり公告する。

平成21年3月27日

福井県知事 西川 一誠

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
福井県電子県庁総合支援業務(長期継続契約)

- (2) 業務の内容等
入札説明書による。

- (3) 契約期間
平成21年5月12日(火)から平成24年5月31日(木)まで

ただし、平成21年5月12日(火)から平成21年6月30日(火)までの間は、業務引継ぎ期間とし、県はこの間の費用負担を一切行わない。

この場合に、福井県において翌年以降の歳入歳出予算の当該金額について、減額または削除があった場合には、この契約を解除する。

(4) 履行場所
情報政策課

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約(政府調達に関する協定の受ける調達契約をいう。以下同じ。)に係る競争入札の参加資格(以下「資格」という。)について別に知事が行う審査により認定を受けた者(この公告の日から開札までに資格の審査の申請を行い、この入札に係る特定調達契約の締結の日までに資格の認定を受けた者を含む。)で、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者で

ないこと。

(2) 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
 (4) すべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納のない者であること。

(5) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に関する業務を実施する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。
 (6) 常駐職員に不測の事態が生じた場合において、県庁から片道1時間以内に応援体制を整備できる者であること。

3 電子入札の実施
 入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。
 なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限って、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 資格の確認に関する事項
 この入札に参加しようとする者は、申請書に、必要と認められる書類を添えて次の

とおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の技術審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期限
 平成21年4月20日（月）17時00分まで

(2) 申請書等の提出方法
 電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたフレイルに記録されなければならない。
 申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

5 入札書の提出方法、提出期間および開札日時
 (1) 入札書の提出方法
 4(2)と同様とする。
 (2) 入札書の提出期間
 平成21年5月7日（木）8時30分から平成21年5月8日（金）16時00分まで
 (3) 開札日時
 平成21年5月11日（月）10時00分

6 入札方法
 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の5

に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定に関する事項

この入札に関する契約の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) この入札に関する一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨
 日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金
 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

(3) 入札の無効
 福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否
 (5) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は、入札説明書等による。

(6) この契約の履行期間は契約締結日から平成24年5月31日である。
 (7) この公告に係る契約は、平成21年度予算での実施である。

9 Summary
 (1) Nature and quantity of the service to be required :

Electronic prefectural office synthesis support outsourcing

(2) Date, time of Bidding :
 10 : 00A.M. 11th May 2009

(3) Period of contract :
 From 12th May 2009 to 31st May 2012

(4) The place for delivery and Contact for notice :
 Information Policy Division, Department of General Affairs,
 Fukui Prefectural Government, 3-17-1, Oie, Fukui City, Fukui prefecture,
 910-8580 Japan. Tel 0776-20-0269

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
 平成21年3月27日
 福井県知事 西川 一誠

1 申請のあつた年月日
 平成21年3月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
 (1) 名称
 特定非営利活動法人ソーシャルネット
 さかい

(2) 代表者の氏名
 澤崎敏文

(3) 主たる事務所の所在地
 福井県坂井市春江町大牧2字21番71号

(4) 定款に記載された目的
 この法人は、坂井市周辺地域住民に対して、ICT（情報コミュニケーション技術）活用の支援に関する事業などを行い、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。
 3 縦覧に供する期間および場所

- (1) 縦覧に供する期間
平成21年3月13日から平成21年5月12日まで
- (2) 縦覧に供する場所
福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター

平成20年11月14日付けで公告した大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出について、同法第8条第1項の規定により福井市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により公告する。

平成21年3月27日

福井県知事 西川 一誠

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
西武百貨店 福井店
福井市中央一丁目1014番 外19筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては代表者の氏名
株式会社西武百貨店
代表取締役 山下 國夫
東京都豊島区南池袋一丁目28番1号
伊井 興一郎
福井市中央一丁目17番12号
株式会社順栄興産
代表取締役 山本 幸弘
福井市順化一丁目10番5号
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する法人の代表者の氏名
(変更前) 株式会社西武百貨店
代表取締役 石井 頼雄
(変更後) 株式会社西武百貨店
代表取締役 山下 國夫
- 4 聴取した意見の概要

なし。

- 5 聴取した意見の縦覧場所
(1) 福井市大手三丁目17番1号
福井県産業労働部商業・サービス振興課
(2) 福井市大手三丁目10番1号
福井市商工労働部ワークレット戦略室

6 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時30分まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成21年3月27日

福井県知事 西川 一誠

- 1 開発区域または工区に含まれる地域の名称
1-2工区、1-3工区
福井市風巻町28字1番1の一部、2番の一部、3番の一部、4番の一部、5番の一部および6番の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所および氏名
福井市大手三丁目10番1号
福井市長 東村 新一
坂井市坂井町下新庄15-8-1
株式会社 PLANT
代表取締役 三ツ田 勝規
福井市浅水町102-10
福井ズイハツ販売株式会社
代表取締役社長 本山 扶美男

福井市照手四丁目17-12

光タクシー有会社社

代表取締役 鎌田 貞男

丹生郡越前町東内郡1-127

越前丹生農業協同組合

代表理事組合長 竹内 國臣

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があつたので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年3月27日

福井県選挙管理委員会

委員長 奥井 隆

届出年月日	政治団体の名称	異動事項	異動内容	
			新	旧
平成21年2月19日	自由民主党上中支部	主たる事務所の所在地	三方上中郡若狭町小原2 4-4	三方上中郡若狭町安賀里 48-14
		代表者	清水 宏	井関 清
		会計責任者	武田 敏孝	西野 徳三
平成21年2月23日	高谷皓之後援会「皓友会」	主たる事務所の所在地	南条郡南越前町今庄7 5-34	南条郡南越前町今庄7 4-1-1
平成21年2月25日	大下重一後援会	会計責任者	大下 重一	平野 佳永
平成21年3月2日	小泉剛康後援会	主たる事務所の所在地	越前市東千福町1 1-25	越前市日野美1-4-1 6
平成21年3月3日	栗田政次後援会	会計責任者	後藤 利明	山口 克家
平成21年3月3日	「敦賀を明るく照らす会」	代表者	山本 武志	岸本 幸之介
		会計責任者	宗近 文仁	和佐 尚浩
平成21年3月3日	「北條正」後援会	会計責任者	中村 則一	山本 武志
平成21年3月5日	全国小売酒販政治連盟福井県支部	代表者	水元 義則	佐久間 和雄
平成21年3月9日	希望と安心のふくいを創る会	会計責任者	林田 繁	田原 暎郎
平成21年3月10日	山田さかえ後援会	代表者	柳原 輝夫	斉藤 孝
平成21年3月11日	自由民主党福井県樹科技工士連盟支部	会計責任者	小坂 高志	森瀬 美喜夫
平成21年3月12日	自由民主党上中支部	会計責任者	藤田 美穂	武田 敏孝

定により、次のとおり告示する。

平成21年3月27日

福井県選挙管理委員会

委員長 奥井 隆

福井県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規

届出年月日	政治団体の名称	解散年月日
平成21年2月10日	自由民主党福井・足羽支部	平成20年12月31日
平成21年2月16日	中原爽福井県後援会	平成20年12月30日
平成21年2月16日	堀弘忠をばげます会	平成20年12月31日
平成21年2月16日	山崎正昭芦原町後援会	平成20年12月25日
平成21年3月5日	藤内良満後援会	平成21年2月28日

公安委員会規則

福井県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十一年三月二十七日

福井県公安委員会

委員長 松本 幸太郎

福井県公安委員会規則第四号

福井県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福井県道路交通法施行細則（昭和四十三年福井県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二第一項の表中

一般国道百五十八号

福井県福井市篠尾町三十九字八番から福井県福井市稲津町十九字二番一まで

一般国道百五十八号

福井県福井市成和一丁目三千百十七番から福井県福井市篠尾町三十九字八番まで

に改め、同表一般国道三百三号の項の次に次のように加える。

一般国道三百六十五号

福井県越前市小松一丁目七番二十九から福井県越前市蓬萊町五番三まで

第十三条の二第一項の表中

一般国道四百十六号

福井県福井市重立町二十八番地三から福井県吉田郡永平寺町諏訪間四十七字二十七番地先まで

一般国道四百十六号

福井県福井市重立町二十八番地三から福井県吉田郡永平寺町諏訪間四十七字二十七番地先まで

一般国道四百十七号

福井県鯖江市桜町二丁目六番十から福井県鯖江市三六町二丁目一番十六まで

に改め、同表県道新道安賀里線の項の次に次のように加える。

県道福井鯖江線

福井県越前市家久町五十八番五から福井県鯖江市桜町二丁目六番十まで

県道福井鯖江線

福井県鯖江市三六町二丁目一番十六から福井県福井市西木田二丁目四番十二まで

別表の下肢不自由の項中「一級、二級および三級の一」を「一級から四級までの各級」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

正 誤

平成20年7月18日福井県告示第464号(保安林の指定の予定)

ページ	段 行	誤	正
1	4 6	2の8	102字堀谷2の8

平成20年7月25日福井県告示第470号(保安林の指定の予定)

ページ	段 行	誤	正
1	3 5	立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種	立木の伐採の限度

平成21年3月17日監査委員告示第2号(監査の結果に関する報告の公表)

ページ	段 行	誤		正	
1 1	1 3	基本金等額 99,000,000円	県の出資・出えん額 271,646,850円	基本金等額 271,646,850円	県の出資・出えん額 99,000,000円

平成二十一年三月二十七日印
平成二十一年三月二十七日発

刷 行

発行人
印刷人

〒九一〇一八五八〇
〒九一九一〇四八二

福井県福井市大手三丁目一七番一号 福井県
福井県坂井市春江町中庄六一―三二 (株)エクシード

☎五五七七八番